

七島信用組合 ビジネスインターネットバンキング 口座振替利用規定

第 1 条 七島信用組合ビジネスインターネットバンキング口座振替および七島信用組合ビジネスインターネットバンキング口座振替利用規定

1.七島信用組合ビジネスインターネットバンキング口座振替（以下「ビジネスバンキング口座振替サービス」といいます。）とは、七島信用組合ビジネスインターネットバンキング（以下「ビジネスバンキング」といいます。）を契約されているお客さまが委託者（収納企業）として、第 6 条第 1 項にて成立する口座振替契約に基づきビジネスバンキングにより当組合へ口座振替収納取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス（第 2 条に定めます）のことをいいます。

2.ビジネスバンキング口座振替サービスの利用にあたっては本ビジネスバンキング口座振替利用規定（以下「ビジネスバンキング口座振替規定」といいます。）および、七島信用組合ビジネスインターネットバンキングご利用規定（以下ビジネスバンキング利用規定）といたします。）を適用するものとします。

「口座振替収納」取引については、ビジネスバンキング利用規定第 9 条に定める「データ伝送サービス」の利用が必要になります。なお、ビジネスバンキング口座振替規定とビジネスバンキング利用規定が抵触する場合には、ビジネスバンキング口座振替規定が優先されるものとします。

第 2 条 ビジネスバンキング口座振替サービスの内容

ビジネスバンキング口座振替サービスには、以下 5 種類のメニューがあります。

- ①引落データ作成：引落依頼データの作成・申請及びこれらに付随する各種項目の事前登録ができます。
- ②承認：引落依頼データを確定することができます。
- ③取引状況照会：承認済の引落依頼データを照会できます。
- ④結果通知照会：引落結果を照会・ダウンロードできます。（引落日の翌営業日以降に限る。）
- ⑤委託者情報設定：委託者名・委託者登録内容の説明・委託者情報の表示／非表示・預金者情報の表示順・引落金額の内訳に使用する項目名称を設定・照会できます。

第 3 条 利用口座

お客様は、口座振替金額を入金する口座（以下「振替資金入金口座」といいます。）を、ビジネスバンキングの「代表口座」または「契約口座（関連口座）」としてお届けの預金口座の中から指定できます。

第4条 利用者

ビジネスバンキング口座振替サービスは、ビジネスバンキングの利用者のうち、「サービス管理責任者」および「サービス管理責任者がビジネスバンキング口座振替サービスの利用に関する利用権限を一定の範囲で許容している利用者」が利用できます。

第5条 利用申込・サービスの取止め

- 1.ビジネスバンキング口座振替サービスの利用を申込される方は、ビジネスバンキング口座振替規定・口座振替収納事務取扱規定・ビジネスバンキング利用規定、その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当組合所定の方法により申込みものとします。また、お客さまがビジネスバンキング口座振替サービスをご利用いただける状態になった時点で、当組合と委託者（収納企業）であるお客さまとの間にこれら諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。
- 2.お客さまは、当組合所定の方法によりビジネスバンキング口座振替サービスを取止めることができます。ただし、ビジネスバンキング口座振替サービスを取止める時までには処理が完了していない引落依頼データがある場合は、当該引落依頼データの取消を行ったうえでなければ取止めることはできないものとします。

第6条 必要事項の届出

ビジネスバンキング口座振替サービスの利用にあたって必要な「収納事務の対象」「取りまとめ店」「振替日」等の項目は、あらかじめ当組合所定の方法により届け出るものとします。

第7条 取引の依頼

- 1.引落依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の承認ボタンのクリック等当組合の指定する方法で了承する旨を当組合に回答してください。この回答を当組合が、当組合所定の時限までに受信した場合には、受信した時点で当該引落依頼の内容が確定し、当組合がお客さまの依頼を受付けたものとします。
- 2.前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当組合所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当組合所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当組合所定の時点（引落日の2営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。
- 3.当組合は、ビジネスバンキング口座振替サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害につ

いては責任を負いません。また、当組合の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

第8条 口座振替引落結果

- 1.ビジネスバンキングで依頼した口座振替の引落結果は、ビジネスバンキング口座振替サービスでのみ確認できるものとします。
- 2.MT、FD、MO等、他の媒体で依頼した口座振替の引落結果はビジネスバンキング口座振替サービスでは確認できません。
- 3.口座振替引落結果は、お客さまの照会操作時点で当組合のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

第9条 関係規定の適用・準用

ビジネスバンキング口座振替規定、口座振替収納事務取扱規定およびビジネスバンキング利用規定に定めのない事項については、当組合関連諸規定を適用または準用するものとします。

第10条 サービス内容または規定の変更

当組合はビジネスバンキング口座振替サービスまたはビジネスバンキング口座振替規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、当組合ホームページ上等当組合所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

以 上

平成 26 年 8 月 18 日制定